

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、児童手当受給者は「プッシュ型通知」による支給を行います。

ただし、**高校生等の児童を養育する方や、公務員の方は申請が必要**です。令和3年9月30日時点で高岡市に住民登録がある児童の養育者に申請書等を送付しますので、期限までに郵送で申請してください。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の**児童手当**（本則給付）支給対象となる児童
- ②9月30日時点で**高校生等**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
※保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合
- ③令和4年4月1日までに生まれた児童で、**児童手当**（本則給付）の支給対象児童

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

※児童手当において特例給付の支給を受ける方や、それに準ずる所得水準の方は支給対象になりません。「特例給付の支給を受ける方」とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限額以上である方（特例給付として児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

※子育て世帯にクーポンを配布する事業が現金支給も可能となったことにより、先行給付金5万円と併せて10万円を支給します。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、12月28日から順次支給を開始します。

※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面をご確認ください。

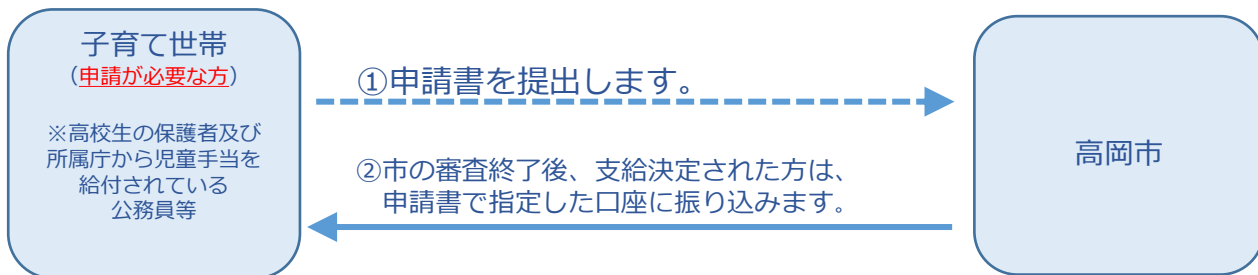
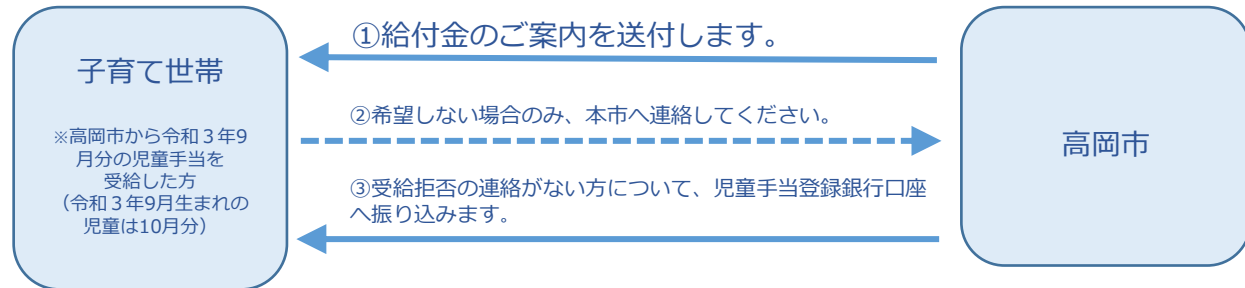
5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ①児童手当（本則給付）を受給している受給者の方は、
児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。
- ②支給申請を行った保護者の方は、
子育て世帯への臨時特別給付金申請書で、指定した口座に振り込みます。

※上記については、指定口座への振り込みが口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和4年3月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

高岡市では、下記のとおりに支給する見込みです。



私は申請が必要なの？ (申請が必要な方 = 「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方)

次に記載する方は申請が原則必要です。令和4年1月以降、順次支給します。

- ・令和3年9月30日時点で**高校生等**(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童の保護者の所得が児童手当(本則給付)と同等未満の所得である保護者
- ・所属庁から児童手当(本則給付)を受給している**公務員**
- ・令和4年4月1日までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象児童(**新生児**)の保護者等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

- A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に振り込まれます。基準日(令和3年9月30日)時点での住所地市町村(特別区含む)から支給されますので、10月1日以降に転居された方は、引越前の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

- A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、高岡市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 高校生と別に暮らしています。どのように申請したらよいですか？

- A. 高校生等を監護している保護者へ、保護者の住所地から支給されます。詳しくは、高岡市へお問い合わせください。

お問い合わせは



高岡市役所 子ども・子育て課 臨時特別給付金担当 電話 0766(30)6500

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅などに高岡市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに最寄りの警察にご連絡ください。